

# 熊取町議会委員会会議録

〔令和2年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（2月27日）〕

令和2年3月熊取町議会定例会の運営について .....	1
その他 .....	6

## 〔議会運営委員会（3月11日）〕

令和2年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて .....	7
その他 .....	13

## 〔総務文教常任委員会〕

議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 .....	16
質 疑 .....	16
採 決 .....	16
議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例 .....	16
質 疑 .....	16
採 決 .....	18
議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例 .....	18
質 疑 .....	18
採 決 .....	19
議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号） .....	19
質 疑 .....	19
採 決 .....	31

## 〔事業厚生常任委員会〕

議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例 .....	34
質 疑 .....	34
採 決 .....	35
議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例 .....	35
質 疑 .....	35
採 決 .....	36
議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例 .....	36
質 疑 .....	36
採 決 .....	37
議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 .....	37
質 疑 .....	37
採 決 .....	38
議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例 .....	38
質 疑 .....	38
採 決 .....	39
議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例 .....	39
質 疑 .....	39

	採 決 .....	40
議案第13号	町道路線認定及び廃止について .....	40
	質 疑 .....	40
	採 決 .....	40
議案第14号	町道路線認定について .....	41
	質 疑 .....	41
	採 決 .....	42
議案第15号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企 業団規約の変更に関する協議について .....	42
	質 疑 .....	42
	採 決 .....	44
議案第17号	令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） .....	44
	質 疑 .....	44
	採 決 .....	44
議案第18号	令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） .....	44
	質 疑 .....	44
	採 決 .....	44
議案第19号	令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号） .....	44
	質 疑 .....	44
	採 決 .....	45
議案第21号	令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号） .....	45
	質 疑 .....	45
	採 決 .....	45

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和2年2月27日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	重光俊則	副委員	長	田中豊一
	委	員	田中圭介	委	員	浦川佳浩
	委	員	渡辺豊子	委	員	矢野正憲
	委	員	坂上巳生男			

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原敏司	副町	長	中尾清彦
	総合政策部長		南和仁	総務部長		林利秀
事務局	議会事務局	長	藤原伸彦	書	記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 令和2年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年3月熊取町議会定例会の運営について、ご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（重光俊則君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）令和2年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

順序につきましては議会の進行に基づき説明いたします。

まず、資料2枚目の行政報告事項につきましては、熊取町国民保護計画の変更についてが1件、報告案件につきましては、補正予算の専決処分報告が1件でございます。

資料1枚目の表面をお願いします。

次に、予定議案につきましては、人事案件が1件、条例改正が9件、工事請負変更契約の締結が1件、町道路線認定及び廃止が1件、町道路線認定が1件、大阪広域水道企業団の共同処理事務及び規約の変更協議が1件、補正予算が6件、令和2年度予算が7件、合計27件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明させていただきます。

資料2枚目を御覧ください。

まず、行政報告でございます。

熊取町国民保護計画の変更につきましては、法令等が政府が定める国民の保護に関する基本指針及び大阪府国民保護計画が変更されたことなどに伴い、それらと整合性を図るとともに、本町の組織改編による変更、統計データの更新を踏まえ、所要の事項の変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により、報告するものでございます。

次に、報告案件について説明いたします。

令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年1月20日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費の増額でございます。

続きまして、予定議案についてご説明させていただきます。

1枚目の資料表面を御覧ください。

1件目の監査委員の選任同意につきましては、監査委員谷口昇一郎氏の任期が令和2年3月31日付で満了いたしますので、同氏の後任として井上宗保氏の任命について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

2件目の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤特別職職員の報酬額の一部について改定を行う必要性が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

4件目の服務宣誓条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、地方公務員法第31条の規定により行う服務の宣誓について、英語指導助手に係る特例を設ける必要性が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

5件目の災害弔慰金条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、弔慰金の支払い猶予及び償還免除等所要の規定整備を行う必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令の一部改正により、令和2年度以降の低所得者への軽減強化の完全実施に伴い、保険料の見直しを行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行及び令和元年8月30日の官報において、令和元年5月31日公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りの訂正手続が行われたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

10件目の町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることなどに伴い、保証人に関する規定及び入居者の費用負担について改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

11件目の工事請負変更契約の締結（紺屋上橋橋梁架替工事）につきましては、紺屋上橋橋梁架替

工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この案件につきましては、工事の内容を円滑に進めるため、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたく、お願いするものでございます。

12件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、2路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

13件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、26路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

14件目の大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議につきましては、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の一部変更について、関係市町村と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

裏面をお願いします。

15件目の令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,664万円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、国、府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については、500万円以上の不用額が発生するもの並びに国交付金の追加内示によるもの及びくまとりふるさと応援寄附金の基金への積立金によるものでございます。

16件目の令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和元年度保険基盤安定負担金の確定等に伴うものでございます。

17件目の令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,736万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、被保険者数の増等に伴う保険料及び基盤安定繰入金を増額及び被保険者数の増等に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の増額となつてございます。

18件目の令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において102万円を追加し、資本的収入においては600万円を減額するものでございます。補正内容は、人事異動による人件費の追加及び耐震化事業に係る事業費確定による一般会計出資債の減額によるものでございます。

19件目の令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入において360万円の追加、資本的支出において361万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、令和元年度流域下水道建設費負担金及び企業債の増額によるものでございます。

なお、この2号補正は、起債借入れの手續上、3月25日までに議会の承認を得ていなければならないため、委員会付託せずに承認をお願いするものでございます。

20件目の令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入において996万4,000円を追加、収益的支出において12万2,000円を追加するものでございます。補正内容は、平成30年度流域下水道事業市町村負担金の精算結果に伴う返納金の計上及び人事異動等に伴う人件費の増額となつてございます。

21件目の令和2年度熊取町一般会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ5.4%増の153億4,071万4,000円でございます。増加要因として主なものは、東小学校大規模改修工事や老人憩の家耐震改修設計、熊取駅西整備をはじめとした投資的事業の増加、そのほかでは介護給付費などの扶助費の増加並びに会計年度任用職員制度の実施などに伴うものでございます。

22件目の令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、令和元年度の保険給付費見込みについて、医療費の伸びが当初の見込みを下回っている状況と、令和元年度実績見込みを含む4か年の伸び率を考慮した保険給付費を計上してございます。また、被保険者数の見込みと

大阪府が算定した事業費納付金の減額で、令和2年度当初予算額は前年度に比べ6.6%減の51億6,839万7,000円でございます。

23件目の令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加に伴い、前年度に比べ13.1%増の6億9,278万2,000円でございます。

24件目の令和2年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、被保険者数の増加及び介護サービス等諸費の増加及び介護予防サービス等諸費の増加などにより、予算額は前年度に比べ7.6%増の39億9,983万2,000円でございます。

25件目の令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、墓地返還者の実績を勘案し、使用料等還付金の増などにより、予算額は前年度に比べ33.5%増の1,862万6,000円でございます。

26件目の令和2年度熊取町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は9億7,575万2,000円で、前年度に比べ0.92%の増、収益的支出の事業費は9億5,634万2,000円で、前年度に比べ0.62%の増となっております。次に、資本的収入につきましては3億4,085万8,000円で、前年度に比べ2.87%の増、資本的支出につきましては5億808万6,000円で、前年度に比べ4.08%の増となっております。

最後に、令和2年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は11億4,084万3,000円で、前年度に比べ0.34%の増、収益的支出の事業費用は11億2,763万2,000円で、前年度に比べ4.49%の増となっております。資本的収入につきましては7億7,332万9,000円で、前年度に比べ17%の増、資本的支出につきましては10億436万3,000円で、前年度に比べ7.3%の増となっております。

また、追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、副町長の選任同意、固定資産評価員の選任同意、令和元年度補正予算が1件、令和2年度補正予算が1件を予定してございます。

なお、現副町長につきましては、任期満了日である今月末日をもって退任されますので、新たな方につきましては任期を令和2年4月1日からとし、追加議案として提案させていただき予定でございますので、その際にはよろしくお願いいたします。

以上で、令和2年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月4日から3月27日までの24日間といたします。

本会議の開催については、3月4日、5日、6日、9日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を3月12日に、事業厚生常任委員会を3月11日に、それぞれ開催いたします。

予算審査特別委員会の開催については、3月16日、17日、23日及び24日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては3月11日に、議員全員協議会を3月12日に開催いたします。

以上のとおり、令和2年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。



次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりですが、一般質問につきましては2月18日の正午に、会派代表質問につきましては2月25日の正午に、それぞれ通告を締め切った後、くじ引により決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第5 議案第1号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件、日程第6 議案第2号 監査委員の選任同意についての件、日程第16 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件及び日程第24 議案第20号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上の4件は、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第7 議案第3号 固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第4号 非常勤特別職員の職員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件及び日程第20 議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件、以上の4件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第10 議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第18 議案第14号 町道路線認定についての件、日程第19 議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、日程第21 議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第22 議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第23 議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件及び日程第25 議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件、以上の13件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第26 議案第22号 令和2年度熊取町一般会計予算の件、日程第27 議案第23号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第28 議案第24号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第29 議案第25号 令和2年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第30 議案第26号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第31 議案第27号 令和2年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第32 議案第28号 令和2年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の7件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和2年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和2年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方には、ご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

---

委員長（重光俊則君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧を御覧ください。

意見書につきましては、6件提出されております。

まず、田中豊一議員から、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書（案）、新たな国民負担に伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書（案）の2件、次に渡辺議員から、中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書（案）、次に坂上巳生男議員から、

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書（案）、核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）の3件、以上の6件の意見書について、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回3月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、令和2年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

（「10時25分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和2年3月11日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	副委員長	長	田中豊一	委員	田中圭介
	委員		浦川佳浩	委員	渡辺豊子
	委員		矢野正憲	委員	坂上巳生男
欠席委員	委員	長	重光俊則		
説明員	町長		藤原敏司	総合政策部長	南和仁
	総務部長		林利秀		
事務局	議会事務局長		藤原伸彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 令和2年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

副委員長（田中豊一君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和2年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集お願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。重光委員長から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。そして、本日の会議は副委員長の私が進行いたします。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開催いたします。

（「13時30分」開会）

副委員長（田中豊一君）なお、発言される方は、着座のままで必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。お願いします。総務部長（林利秀君）令和2年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、説明申し上げます。

資料の追加予定議案の欄をご覧ください。

各追加予定議案につきましては、副町長の選任同意が1件、固定資産評価員の選任同意が1件、補正予算が2件、合計4件でございます。

それでは、各案件内容について説明申し上げます。

1件目の副町長の選任同意につきましては、前副町長の中尾清彦氏の任期が令和2年2月29日付で満了いたしましたので、後任として南和仁氏の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

2件目の固定資産評価員の選任同意につきましては、前固定資産評価員の中尾清彦氏が令和2年2月29日付で辞任されましたので、後任として南和仁氏の選任について、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3件目の令和元年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に7億4,451万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、ふるさと寄附経費の追加、退職手当の追加及び国の補正予算による補助金を活用して行う道路事業、全小中学校ネットワ

ーク整備、東小学校大規模改造に伴う経費となっております。

4件目の令和2年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額から5億3,514万4,000円を減額するものでございます。

主な補正内容は、先ほど説明しました令和元年度国の補正予算による国庫補助金を活用し、令和元年度予算に前倒ししたことに伴う減額補正及び総合体育館温水ヒーター更新経費並びに監査委員、議会選出委員の報酬増額分に係る経費となっております。

以上で、令和2年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

副委員長（田中豊一君）ただいま説明のありました議案について質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件につきましては、3月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件については、追加議案として上程し、委員会付託を省略して本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様の退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

---

副委員長（田中豊一君）次に、選挙管理委員及び同補充員の選挙の件について議会事務局長から説明をお願いいたします。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、説明させていただきます。

選挙管理委員及び同補充員の任期が令和2年3月29日で満了となり、選挙管理委員及び同補充員の選任の選挙につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会において選挙することとなっております。

本町におきましては、議会申合せ事項により、選挙管理委員及び補充員の選挙は指名推選によることとし、議会運営委員会において事前に選考することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

副委員長（田中豊一君）説明が終わりましたが、選挙管理委員及び同補充員の任期は4年であります。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は事務局の説明のとおり指名推選によることとし、選挙管理委員及び同補充員の候補者は資料に記載の方々と、補充員の補充順序につきましては記載の順序といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙は指名推選によることとし、選挙管理委員及び同補充員の候補者は資料に記載の方々と、補助員の補充順序につきましては記載の順序とすることといたします。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書6件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

ここで、議事の都合により、一時議事の進行を坂上巳生男委員にお願いします。

（委員長交代）

臨時委員長（坂上巳生男君）副委員長から指名がありましたので、一時私が議事を進行いたします。

まず、1件目の選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書（案）についてご意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この選択的夫婦別姓制度の法制化につきましては、うち、公明党といたしましても推進しておる立場でございます。この案文の中にも夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけであるというところにつきまして、やっぱり日本だけ取り遅れているのではないかなというふうに思います。ですので、私はこの意見書に賛成の立場をさせていただきます。

臨時委員長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。反対の方はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）今回のこの地方議会議員の厚生年金加入に断固反対するという意見書が出されておるわけでありまして、国民の中で、厚生年金のさらなる適用拡大を求める声が大きいい中で、ここに書かれておられますように、地方議会議員の厚生年金への先行加入、そういったことや、事業主負担分として地方自治体に発生する公費負担等、ここには200億円と書かれておりますけれども、国民の理解が得られるかという指摘や考えというふうなことは傾聴に値するのかなというふうには考えております。

しかしながら、うちの会派としては、国会での議論を加速させるべきであろう、一定の結論、採決をするように促したいと、こういうふうな考えを持ってございまして、そういう考えに至っておるというふうなところにきてございます。というふうな形を追うことで、何が何でも反対というふうなスタンスではなくて、国会での議論、それから採決を促すと、そういうふうな意見を持っておりますので、少し賛成できないというふうな立場でございます。

以上でございます。

臨時委員長（坂上巳生男君）ほかにありますか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめたいと思います。反対の意見がありました。意見が一致しないので、本意見書（案）については、上程しないことにいたします。

それでは、以後の議事の進行は副委員長にお願いします。

（委員長交代）

副委員長（田中豊一君）次に、3件目の中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）についてご意見を承ります。ご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。この案文について反対の意見がございませんので、全会一致で追加議案として上程することよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では、追加議案として上程することといたします。

次に、4件目の所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この所得税法第56号の廃止を求める意見書は、過去にも何回も出されていて、最近では、28年6月議会でも出されていまして、そのときにも賛成できない理由は述べさせていただきました。その理由と全く今回も同じでありまして、また、そのときの議事録を見ていただいたらいいかと思うんですが、56条を廃止しなくても57条があつて、企業のご家族の方も賃金支払った分については、その費用として、必要経費として上げて申請できるというところで、青色申告ができるというところが57条にありますので、56条を廃止する必要はないというところを述べさせていただきます。

きました。

前回の議事録も読ませてもらいます。知り合いの税理士にも、この案文を、この意見書を見ていただいたんですけども、今先ほど白色しかできないということでしたが、全ての方が出そうとしたら青色申告できるというふうにおっしゃっておられました。ちゃんと自分で帳簿をつけて、家族の方の賃金等を帳簿の中に記載して、ちゃんと書類を出せば青色申告できると言っておられましたので、そのために第57条があります。だから、別に56条を廃止する必要はないと違うのかなというふうに税理士の方からご意見をいただいておりますというところで賛成できないということ、以前も申し上げました。そのときと同じですので、賛成できません。

副委員長（田中豊一君）ほかにありませんか。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）ただいま渡辺委員より反対の理由を述べていただいたわけなんです、以前にも申しましたが、確かに青色申告にすれば問題がないと、そういう意見もあるということなんです、案文中にも書いておりますように、青色申告にすれば給料を経費にできるが、同じ労働に対し、申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾していると。だから、白色申告という、そういう、もちろん白色申告であっても最近では記帳を義務づけているわけなんです、青色に比べれば比較的簡易に申告できるという、そういう白色申告を採用している個人事業主の方もまだ多数存在しております。青色申告を、確かに努力すればそれもできるんであろうけれども、白色申告を選んでいる方がまだ現在一定数残っていると、そういう状況の下で、白色申告の場合には必要経費に算入できない。

また、例えば配偶者の場合であれば86万円、配偶者以外の方は50万円の家族従業者控除という、僅かな控除が所得とみなされると、そういうことで非常に差別的な条項が残っていると。そういう点では、アメリカ、イギリス、ドイツなど世界の主要国においては、家族従業者の働き分、自家労賃をきちんと必要経費と認めていると。そういう世界的な趨勢からいって、日本は遅れているのではないかと。そういう意味では、所得税法第56条は廃止すべきであると、そういう意味合いから提案をさせていただきました。ということでございます。

副委員長（田中豊一君）ほかにありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そして、ちょっと少しかだけ状況変わっている分につきまして、麻生大臣が先般、国会のほうでも、委員会の中ですかね、共産党議員からか質問があったときに、この56条について廃止ではなくて、56条の見直しも丁寧に検討するというふうに答弁されておられましたので、廃止ではなくて、第56条につきまして、今、坂上委員が言われたように、もう少し申告しやすいような、そういったように、見直し等を丁寧に検討していただけるのではないかなというふうに思っております。ですので、少しちょっと状況を見ていただいたらどうかと思います。

副委員長（田中豊一君）ほかにございませんか。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）確かに、国会での共産党の議員と政府の答弁のやり取りの中で、そういう見直しも検討するかのような、そういう答弁もなされております。そういう点については、今後の成り行きを見守っていきたいと思っております。

ただし、こういう意見書を可決していただきたいというふうに運動されている団体の方々の思いというのは重く受け止めたいと、そういうことで今回は提出させていただきました。

副委員長（田中豊一君）ほかにございませんか。ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめたいと思います。全会一致になっておりませんので、今回は意見が一致しないということで、上程しないことにいたします。

次に、5件目の加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見はございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書も、昨年6月議会で意見書を提案されていたんですが、そのときにも意見を述べさせていただきました。そのときと状況変わっておりませんので、そのときの議事録を見

ていただいたらいいかと思います。ここで私、提案もさせていただいておりますので、もう少し、その提案を含めた意見書を考えて出していただけたらなというふうに思います。全く同じ意見書、内容的には同じ意見書なので、やっぱり私としては賛成できないというところです。

議事録をもう一度読ませていただきますね。難聴の方の補聴器の高額などというのは、本当に何かできたらなと思います。軽度難聴と高度や重度については、障がいにあたるので補助制度はありますが、中等度の難聴につきましては補助がないというところかと思いますが、今、超高齢化社会になってきている中で、この補助制度を創設したときに、たくさんの方が必要になってくるというところにおきまして、ちょっと調べさせていただきましたら、国会のほうでも共産党の議員が質問されて要望されていた議事録がありました。全くこのとおりの内容だったんですけども、そのときに、国のほうの答弁としましては、必要ということでは理解できるというところなんですけれども、やっぱり補聴器自体が高いというところが問題じゃないかというところで、購入しやすい価格に設定できていたらなという答弁になっていたかと思うんです。だから、そのために補聴器に関する研究開発、そちらのほうに国がお金を投資して、各企業でももう少し低価格で補聴器を製造し、そして、それを一般の方たちもそういった高齢者の方、年金で生活されている方も購入しやすい価格に持っていきけるようにすることのほうが、超高齢化に対応できる体制ではないかというような、何かそういったところに税制支援をしていくというような答弁があったと思うんです。だから、そういう内容に、やっぱりなるほどというように思いました。ですので、この意見書は、こうじゃなくて、そういったもう少し低価格で補聴器が購入できるように、国のほうとしてはそちらの研究開発を支援して、本当に高齢者の方が買いやすくてできる環境を整備してほしいという、そういった意見書にさせていただいたら賛成できるのかなというふうに私自身思いますということを述べております。副委員長（田中豊一君）ご意見、ほかにございますか。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）昨年6月にも同じような意見書が出されて、公明党としても、ただいま読み上げていただきました前回の意見書の議論のときと、その当時と考え方が変わっていないということで、議事録の読み上げということに至ったわけなんですけど、前年度、昨年6月議会で議論したことは私も覚えておりますし、渡辺委員がおっしゃったように、国のほうで、より補聴器を安くするための研究開発を支援していくという、そういう方向性が大事であるということは理解しております。

今回もそういう方向での意見書を、そういう案文にしようかなということでも考えはしたんですけど、なかなかそういう形での意見書の案文にまとめることは非常に困難でありました。そういう関係で、前回出した6月議会で意見書とさほど変わりのない案文になってしまいましたが、渡辺委員から今回もそういうご意見いただきましたんで、もし次回出すことがあれば、渡辺委員の今おっしゃった意見も参考にしながら、より皆さんにご賛同いただきやすいような、そういう意見書をまた考えてみたいとは思っておりますが、ただ、公的な補助制度を求めるといって、そういう全国の様々な方々の思いは、これは重く受け止めるべきであって、公的補助制度が必要ではないということには現時点ではならないと思います。研究開発を支援したとしても、当面の間、補聴器が高いという状態はまだまだしばらく続くかと思われまますので、当面の対策として、ぜひとも公的補助制度は必要であろうというふうには考えております。

副委員長（田中豊一君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご意見がないようですので、それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。文言の修正もないようございますので、意見が一致しないということで、上程しないことにいたします。

次に、6件目の核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見はございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません。何回も申し訳ないんですが、今回もこれ、ずっと何回か出されている意見書を、少し足した文もあるかもしれないんですが、内容の趣旨は同じかと思えます。

平成30年9月、また去年の9月議会でも出されておまして、平成30年9月議会のときには、二

見議員が述べられております。議事録を読ませてまいります。私たちとしても、核兵器禁止条約は高く評価していきたいと思っておりますが、その中で、その規範の下で、核廃絶への具体的な歩みをやっぱり進めていくべきやというふうに思っております。核廃絶というのは、やっぱり核を持っている保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあるというふうに考えておりますので、やはり双方の溝が深まっていくと、核軍縮を着実に進めることが、現実的な対話がなされずに核軍縮ができない状況になっていくのではないかとというふうにも思います。核兵器のない世界の現実には、やはりこの核兵器禁止条約の採択などをめぐって深まった保有国と非保有国の亀裂となった部分の橋渡しというのが、唯一戦争で被爆した日本の責務ではないかというふうに思っておりますので、ちょっとこの意見書については、やはり実効性という部分に関しまして難しいのかなと思っておりますので、賛成しかねますというふうに述べております。

また、昨年6月議会でも、私も同じ内容ですが、やっぱり核をなくしていきたいというのは、それは本当に一番思っていることでございます。そのためには、双方の溝、今あるその対立している溝を埋めていかないといけない、そのためには、日本政府の果たす役割は大きいというふうに思っております。

今持たれている賢人会議、5回まで行われましたが、その賢人会議には、日本有識者7名と核兵器国、また中道国、核禁止推進国の外国人有識者10名、合計17名で構成されているわけですが、その被爆地である広島や長崎でも行われました。そういった意味で、しっかりと賢人会議をもって提言した、その提言が来年行われる再検討会議でも紹介されるという中で、橋渡しの役をしながら対話の道筋をつけているというふうに、そして、核をなくしていくという方向にしっかりと誘導していきたいと思っておりますというふうに言っておりますので、この再検討会議が、今年の4月か、5月に行われる予定になっておりますので、その検討会議の前にまた同じこの意見書を出されても、やっぱり答えは一緒かなというふうに思っておりますので、賛成できません。

以上です。

副委員長（田中豊一君）ほかにご意見ございませんか。坂上委員。

委員（坂上巳生男君）核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議がこの4月末から開かれる予定なんですが、その会議が開かれる前だからこそ、こういった意見書を可決する意義があるというふうに思っております。

公明党は政府与党の立場ですから、どうしてもそういうご意見になろうかと思うんですけども、この意見書（案）文の中に書いておりますように、唯一の戦争被爆国である日本政府こそ核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すべき国であります。その日本政府が、国連で採択された核兵器禁止条約の調印、批准というものに背を向けていると、これはとんでもないことだと思います。アメリカの核の傘に頼っていると、そういう状態の日本であるからこそ、そういう態度になってしまうのかも分かりませんが、アメリカのトランプ政権がより一層危険な方向に進んでいます。イラン核合意から離脱するであるとか、様々な面で世界情勢が非常に不安定になってきております。

こういうときだからこそ、日本政府が大いに核兵器廃絶の先頭に立って、国連で2017年7月に採択された核兵器禁止条約、現在、調印国、批准国がどんどん増えてきております。今年の1月23日では、パラグアイを含めて35か国、あと15か国が批准すれば、この核兵器禁止条約が発効するという、そういう状態にまで近づいてきております。こういう中で、日本政府が態度を変えることが世界の流れを変えていく、ぜひとも日本政府にはそういう態度変更を求めたいと、公明党は、やっぱり平和という点については、我々日本共産党とも一致する部分が多いというふうに私は思っております。平和の党公明党として、政府与党の中に参画しているとはいえ、自民党安倍政権の態度を変えていくためには、公明党の議員こそこういった核兵器禁止条約にそれを後押しする、そういう態度に立ってほしいという、それを切に願っております。

副委員長（田中豊一君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）



ないようですので、本件意見書（案）について意見等をまとめます。全会一致になりませんでしたので、意見が一致しないということで、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について、令和2年3月定例会閉会から令和2年6月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で、令和2年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては3月17日に配付予定となっております。ご協力をありがとうございました。

---

（「14時04分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会副委員長

田中豊一

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 令和2年3月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	浦川佳浩	副委員長	河合弘樹
	委員	大林隆昭	委員	田中豊一
	委員	渡辺豊子	委員	坂上巳生男
	議長	矢野正憲		
欠席委員	委員	重光俊則		
説明員	町長	藤原敏司	教育長	勘六野朗
	総合政策部長	南和仁	総合政策部理事	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	総務部理事	阪上章	住民部長	巖根晃哉
	住民部理事	田中耕二	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	木村直義
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	阪上敦司
	都市整備部理事	大西宏	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり
	上下水道部長	山戸寛	教育次長	貝口良夫
	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭	教育委員会 事務局理事	林栄津子
	企画経営課長	橘和彦	情報政策課長	浦添全弘
	総務課長	原田哲哉	人事課長	道端秀明
	税務課長	野津博美	産業振興課長	奥村光男
	環境センター 所長	椿原康雄	健康・いきいき 高齢課長	石川節子
	障がい福祉課長	野原孝美	生活福祉課長	降井広志
	子育て支援課長	三原順	保育課長	下中昭三
	保険年金課長	阪上正順	まちづくり 計画課長	馬場高章
	道路課長	山原栄次	水とみどり課長	庭瀬義浩
	学校教育課長	松浪敬一		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例

議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）

委員長（浦川佳浩君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。

なお、重光委員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。  
定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

委員長(浦川佳浩君) なお、発言される方は挙手の上、着座のままで必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。議案については提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長(浦川佳浩君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長(浦川佳浩君) 初めに、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(浦川佳浩君) 次に、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 今回の条例改正に関連してお尋ねいたします。

今回の改正の内容そのものではないんですが、今回、監査委員の非常勤特別職職員報酬が改正されておりますので、この機会に若干お尋ねしておきたいんですが、熊取町は学識経験者1名と町議会議員1名が監査委員として任命されておりますが、近隣自治体でも大体似たような状況なんですか。その辺はいかがですか。

委員長(浦川佳浩君) 原田総務課長。

総務課長(原田哲哉君) 近隣でもほぼ同じ状況でございます。我々、田尻町、岬町、それから熊取町、泉南郡の監査委員連絡会、協議会、それから忠岡町も含めまして4町で会議等をするんですが、全て同じ状況というところでございます。

ただ、1点だけ、大阪府内、町で知り得る限りでございますけれども、能勢町のほうが地方自治法の改正に伴いまして、議会選出委員のほうを廃止して、識見を有する委員を2名という形になっているという情報はつかんでございます。

委員長(浦川佳浩君) 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）能勢町のほうが議会選出委員をやめているということですね。分かりました。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）2月20日の議員全員協議会でいろいろ資料を示していただきまして説明を受けたわけですが、その際、大阪府下の状況しかちょっと私は分からなかったんですけども、最近、昨年の9月の全国の監査委員の数字が全国町村議長の報告として上がってまいりまして、それを見ますと、監査委員の中で識見を有する委員の全国平均は28万7,033円、それから議会の選出委員の平均が20万2,929円となっております。

全国平均に比べて大阪府下は非常に低いようなんですけれども、これを見ますと、識見を有する、要するに今回の場合は税理士ですね。税理士の報酬については全国並みということになると思うんですけども、議会選出の委員の報酬については、上げてはまだ大分低いということで、そのとき、議員全員協議会での説明のとき、行革でというような話もございましたけれども、やはり大阪府下はもちろんですけれども、全国というともっと小さな市町村もあると思いますし、そのあたりの差異というのはどういように考えるか、ちょっと教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）今、委員ご指摘のとおり、かなり全国で見たら、非常に報酬額の差というのがいろいろまちまちでございます。その中で、我々としてもどこが適当なのかというのは非常に苦慮したところでございます。

この話につきましては、今回監査委員の報酬を改定する経過について、若干ちょっとご説明させていただきたいんですけども、実は、先ほど申しました岬町、田尻町、本町、それから忠岡町、4町が寄りまして、今、委員がおっしゃっていただいた報酬について、確かに全国まちまちであって、またこの4町でもまちまちであると。その中で一体どの辺が一番標準的なんだろうという意見が出まして、その中で、今年度たまたま本町がその幹事町でございましたので、じゃ、一遍それを検証しようじゃないかということで、この1年をかけて、まず、いわゆる監査委員の標準的な報酬の考え方というのをちょっと整理してまいりました。

今、委員おっしゃられたように、全国も見て、またそれから大阪府下も見てというところで、それから2月20日の議員全員協議会でもご説明させていただいたとおり、今回の中身は、監査委員の報酬というのはあくまでも非常勤特別職員報酬等条例の中の一つでありますので、その報酬等条例に定められている全てのものも含めて、いわゆる近隣自治体との比較、それからあと勤務等の実態を踏まえて、著しく乖離がないか等ということで、妥当性の検証を総合的に行ったというものでございます。

だから、一概にこれでいいのかと言ったら、確かにいろんな議論もあろうかと思いますが、監査委員のほうに限って申しますと、2月20日の議員全員協議会で説明させていただいたとおりのいわゆる29万円と、それから15万6,000円の積算根拠について、繰り返しになりますけれども、勤務等の実態、それから近隣自治体との比較においては、著しくないか等の妥当性を検証した結果というところで考えているところでございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）私、先ほど言った全国平均の根拠になるのは、全国の919町村の平均ということを確認していただきたいのと、それと、先ほど忠岡町以南の4町で協議をしたという話の説明がありましたけれども、忠岡町と田尻町、岬町、熊取町を比べると、人口規模であるとか、それからまた財政規模、それと公共施設の数、そういうものは大分著しく違うんじゃないかと。

この議員全員協議会の資料で配っていただいた中では、島本町が、識見を有する委員の場合は33万円、それから議会選出が19万8,000円ということになっているわけなんですけれども、このあたり、やっぱり島本町は人口規模はうちより少ないですけども、財政規模は大体同じぐらいだというように認識しているんですけども、その4町にとらわれずに、やはり今後は検討すべきじゃな

いかと。

やはり全国平均というのも大事なポイントだと思いますので、今回、この審議の中で私の考え方は申させていただきます、今後、そのあたりも、仕事の量、当然監査委員の事務局を持たれている総務課のほうは、監査委員の動きについてはよくご存じやと思いますし、最近出てきた監査委員からの報告なんかを見ますと、非常に多岐にわたって調査をされて、その見解を述べられておりますので、そういう点も考慮されてやっぱり後は決めるべきじゃないかなということを考えておりますので、そのあたりの認識も持っていただきたいなど。

その4町にとらわれずということで、府下の平均というようなことも大事かも分かりませんが、熊取町は大阪府の中で一番大きい町村になりますので、変えるときはそういう見解を持ってお願いしたいなと思います。以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）本会議のときに説明があったかもしれないんですが、ちょっと確認をさせていただきます。

この条例の一部改正で、第2条で宣誓書に署名しなければならないというところがあるんですけども、今回追加された分はそのサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができるということなんですが、この別段の定めというのはどういうことなのか、どこに定めるのかというところを教えてください。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今回、いわゆる英語指導助手、ALTの任命権者となる教育委員会のほうで別段の定めがございますので、ALTをお雇いする際に、勤務条件に関するそういう同意書というのを全国的な取扱いとして頂戴しておりますので、その同意書を頂ければ、それをもってサービスの宣誓をしたというふうにみなすということを、特段の定めとして教育委員会のほうが定めることによりまして、ALTにわざわざそれを署名していただかなくてもいけるという形になります。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、それはALTだけになるわけですか、その対象者というのは。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）これは条例の中ではALTとは特段明記されてございませんので、国のほうからは今後の事務の効率化などの観点から、今回会計年度任用職員ということで、現行の嘱託員、臨時職員、多くの方がいらっしゃいます。その方々は基本的には1年更新になりますので、厳格にこの条例のままいきますと、毎年何百人の方が4月に署名いただくということになります。そういったことも含めまして、国のほうからは先ほど申し上げました効率化という観点で、一番最初に署名

していれば、任期が更新となった場合、今回の条例改正を活用いたしまして、2年目以降は宣誓をしたものとみなすことができるということでもございますので、今後、年度末までの間にこういう会計年度任用職員の規則のほう、いわゆる町長が定める規則になりますけれど、そちらにおいても別段の定めを行えば、同じように省略のほうはすることができるようになりますので、こちらのほうにつきましても国のほうの通知が1月に入ってから来ましたので、今後、その方向性に向けて簡素化という点も含めて、負担の面もございますので、そのような形で進めていきたいなというふうには思っております。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そしたら、その他の会計年度の職員につきましては規則で定めるということですね。分かりました。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 服務宣誓条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君） 次に、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 何点か質問させていただきます。

まず1点目は、4ページの繰越明許費補正のところのプレミアム付商品券事業につきましてですが、換金で4月31日まで繰り越すというところなんですけど、このプレミアム付商品券につきましては、申請が11月末やった分が、ちょっと申請が少ないというところで12月27日までまた延長し、また勧奨したかと思うんですが、その辺の申請状況はどうなったのか、ちょっとご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君） 申請につきましては、もう現在終了してございまして、非課税世帯の方でいきますと、対象者が6,836人に対しまして引換券を交付したのが2,916人ということで、交付率のほうは42.66%といったような状況になってございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

その延長した分で、少しは一応勧奨通知を出していただいた分で増えたというところになるかと思いますが、大体全国的にも、他市町も比べて同じような申請状況なんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君） 詳細な全国的なところというのは、今、ちょっと資料としては持っていないんですが、前に見たところ、大体どこもこれぐらい、40%前後ぐらいのところでは推移しているといったような状況かというふうに認識してございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） また、その換金もこの4月30日まで延長というところで、その活用状況というのは

どうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）今現在、プレミアム付商品券の販売の状況でございますが、冊数でいきますと1万5,448冊になってございます。ちなみに、換金のほうが、次は、すみません、枚数になるんですけども、枚数で12万9,879枚ということで、今現在、換金率のほうは84%というような状況になってございます。最終この3月末まで使えるということですので、あとまだ若干ちょっと最終駆け込みでちょっと率としては増えてくるのかなといったような状況でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

あと、使い残しのないように、またしっかりと勧奨というか、もう3月31日までですよということもまた徹底していただきたいと、周知していただきたいと思っておりますのでお願いします。

次、9ページのところを教えてくださいなんですが、総務費国庫補助金の地籍整備推進調査費補助金につきまして、ちょっと教えてください。344万4,000円。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘和彦君）こちらにつきましては、事業部局が行うようないわゆる公共測量も地籍調査の一部とみなして交付金、補助金が頂けるということで、これまでも上げておったんですけども、最終事業が実施できました朝代地区で2件、高塚池地区、平池地区の4か所の公共測量の分をこの補助金を使って実施したということです。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）どういった事業に係る地籍調査なんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘和彦君）こちらはため池等の一般事業の中で、ため池の測量であったり、道路事業での部分、あと公園維持管理事業の中で行っているそれぞれの各事業原課で行っている事業の必要な公共測量の部分でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

次に、まずは3つぐらいまでいけますか。

委員長（浦川佳浩君）大丈夫です。

委員（渡辺豊子君）すみません。

それでは、ちょっと最初に、15ページのごみ処理広域化計画調査業務負担金382万円なんですけど、これは前回、環境施設広域化調査特別委員会のときにご説明いただいて、新ごみ処理施設整備事業に係る処理方式等計画策定及び施設整備基本計画策定業務の中の本町の負担金につきまして、補正予算で計上すると説明があったと思うんですが、その分に当たるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）前回6月の特別委員会のほうで一定ご説明させていただきましたけれども、そのときに申し上げた今年度に係る委託業務、その分の本町負担金ということでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この契約金額は前回説明していただいたのと変わりなくですかね。1,584万円のうちの本町の負担金が382万円ということなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）契約額は1,584万円でございます。そして、今年度の委託業務から国の交付金のほうが3分の1下りてきますので、残りの3分の2に対して1市2町の均等割ということで3分の1しまして、その分が352万円。それと、組合のほうで事務処理をやっていただいておりますので、その分の本町負担金が30万円ということで、合わせて382万円ということで計上させ



ていただいております。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そしたら、あと、泉佐野市も田尻町も同じ額というところなんですね。

委員長（浦川佳浩君） 椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君） はい、そうです。均等割ですので、同じ額になります。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そして、この計画書というんですか、は、また説明はいつ頃になるんですか。

委員長（浦川佳浩君） 椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君） こちらのほうの説明につきましては、また次年度6月ぐらいにご説明できるかなというふうに、今のところは考えております。以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。河合副委員長。

委員（河合弘樹君） 11ページの一番上の土地売払収入303万5,000円なんですけれども、これはどこの場所ですか。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） すみません、ちょっとお待ちください。

申し訳ございません。熊取町内の道路敷、例えば法面であったりとか、あと里道敷、水路敷など使用していない部分を払い下げた分になりまして、件数でいきますと、法定外公共物の払下げということで11件、あと交換部分で5件ということになってございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 河合副委員長。

委員（河合弘樹君） 交換というのは。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） 基本的に、例えば不要な分はもう払下げということになるんですが、例えば水路とか里道敷を払い下げても機能として残す必要がある分については、付け替えていただいたりします。その分で付け替えてもらった分については、その分は町にいただいて、それでももとの水路敷なんかはもう払い下げるといふようなことで、そこは交換ということになってまいりますので、一応それで件数としては上がってまいります。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 河合副委員長。

委員（河合弘樹君） 分かりました。ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 4ページの繰越明許費補正でお聞きします。

まず、土木費の駅西整備事業なんですけれども、これは財政担当理事の説明では、地権者との協議のため繰り越すんだと、5,265万8,000円。当初予算では駅西整備事業で1億121万3,000円上げていますので、このうち用地の購入とか物件移転の補償費が繰り越しされるんだと思うんですけれども、2年度末ということで計画はいただいているんですけれども、繰越しということを含めて全体の計画、見通しはどうか。教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） 田中委員ご指摘のように、一応対象地権者4名ございまして、そのうち2名については既にもう契約いただいております。残りの方の分の土地購入費用であったりとか、あと私有物件の調査というのもさせていただくようになってございまして、一応こちらのほうの業者への委託の契約は既に済んでいるんですが、業務のほうが今年度内に完了することができませんので、その分の費用は繰り越しさせていただくということで、繰越し予算のほうを計上させていただいております。

それと、事業の進捗ですが、今、鋭意事業地の確保に向けて対象地権者と交渉中ということにな

ってございまして、できる限り令和2年度末完成を目指して、今、頑張っているというところでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）いうまでもなく、泉佐野市や大阪府の岸和田土木との連携した事業ですので、計画どおり進めるように頑張っていたきたいと思います。

次、お願いします。

この同じページの繰越明許でちょっとこれ、表示が合っているのかちょっと分からないので、お聞きします。教育費の南小学校・東小学校トイレ改修事業、これは説明では追加内示があったからということがあったんですけども、これ、東小学校トイレで間違いはないですか。体育館じゃないんですか。それか、西小トイレかどっちかじゃないですか。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）教育費の小学校費で南小学校と東小学校のトイレ改修事業で1億705万7,000円ということで繰越明許費補正を上げさせていただいているんですけども、これにつきましては、去年の12月に東小学校全体の大規模改造事業のトイレの事業で国の内示をいただきまして、それに基づいて、今回補正予算を上げて繰り越すものでございます。

それと、あと南小学校につきましては、これは校舎及び体育館のトイレ改修工事はもう既に完了しているんですけども、あとプール棟と特別教室の一番端のトイレ、このトイレがまだ残っておりますので、これも同時に内示を受けまして、今回補正予算を計上しまして、来年度に繰り越すというものでございます。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）分かりました。

それと、ここにトイレのことが出ているので、今年度工事しています西小と北小のトイレは計画どおりに工事は進んでいますか。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）北小学校については、もう予定どおり工事は順調に進んでおります。それと、あと西小学校ですけども、これも今、コロナの新型肺炎の影響で、トイレの製品がちょっと納入が遅れるといったこともございましたんですけども、年度内には完了できるということで進めているところでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）13ページのところで退職手当が出ておりますが、本会議でも説明がございましたが、この退職手当の内訳と、改めて、これに関連して定年退職についても説明願います。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今回の退職手当の分でございますが、早期退職3名、自己都合退職3名の合計7人分でございます。そして、定年退職につきましては当初予算のほうで2人ですので、合計退職手当といたしまして9人分でございます。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長、もう一度お願いします。

人事課長（道端秀明君）どうも大変失礼いたしました。

補正予算のほう、もう一度すみません。早期退職が4人、自己都合退職が3人の合計7人でございます。そして定年のほうが2人でございますが、これは当初予算で計上させていただいておりますので、合計では9人ということになります。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）早期退職が4名、自己都合退職が3名で、当初予算に上がっていた定年退職が2名、計9名という数字になるわけなんです、その9名の方が今年度退職されて、新規採用で4月1日時点で新たに入ってくる職員というのは何名なんですか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）すみません、補足のところでございますが、退職手当につきましては、いわゆる職員が退職して、それから退職金が支給されるものでございますが、退職手当の制度の中では、例えばほかの自治体のほうに転職とかになりますと、そちらのほうで退職手当を本町の分を引き継いで払っていただくこととなりますので、退職手当上の予算としては計上のほうは行わないということがございます。

ですので、今回合計での、いわゆる本町での全体の退職者数というところで申し上げますと、派遣などによる者は除きまして13人の予定でございます。こちらにつきましては、定年が2人、早期が4人、そして自己都合で先ほど3人と申し上げましたけれども、それ以外で4人おりますので、合計自己都合退職で7人ございます。

ですので、今回13人の退職に対しまして、来年度の新規採用予定者数は、現時点10人の予定でございます。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そしたら、退職者13名に対して新規採用が10名ということになるわけですね。分かりました。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）同じその13ページのところの町内循環バス運行事業なんですけど、500万円減額補正というところのご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）この減額につきましては、補助金の額が確定したことによる減額ということになっておりまして、予算額が4,601万1,000円ということになってございます。運行事業費として4,388万円ということになってございます。それと、あと運賃収入のほうは、これは見込みですが339万7,000円ということになってございまして、これを事業費から運賃収入を差し引くということになってございますので、最終の補助金の額が4,048万3,000円ということになってございます。一応予算額からその分を差し引かせていただいて、552万8,000円ということになってございますので、一応500万円減額補正させていただいているということになってございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ということは、当初見込んでいたよりも利用者が少なかったということにもなるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）予算については国交省の基準で積算のほうをさせていただいてございますが、一応運営しています南海ウイングバスのほうから見積りを取って、交付決定させていただいているんですが、もうその時点で約500万円ぐらいの減額というか、差額が発生してございますので、一応設計ベースと請負ベースのような形の差額というふうに理解していただければというふうに考えてございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）それでは、利用者数という推移で見たらどうなんですか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）利用者数につきましては一応増加傾向ではございますが、さほど経費に大きく影響するほど増額ということではございません。若干の右肩上がりでは増加傾向ではありますが、今回の減額の大きい理由としては、要は予算ベースと実施ベースのその差額ということでご理解いただければというふうに思います。以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっとまた見積りが、設計がちょっと多かったというところですね、そしたらね。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）例年500万円から700万円ぐらい減額はさせていただいてございまして、ちょっ

と何度も繰り返しますが、もともとの予算というのはあくまでも国の基準で設計させていただいていますので、見積りがそこから約500万円ぐらい低い見積りでいただいていますので、その差額で減額させていただいているというところでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

次は、そのページの障がい者自立支援給付事業なんですけど、5,625万4,000円とかなりの額の減額なんですけど、その辺のところのご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 野原障がい福祉課長。

障がい福祉課長（野原孝美君） こちらの令和元年度の当初予算につきましては、予算編成時では平成30年度の上半期の実績しか確定しておりませんので、この上半期の実績から平成30年度の決算を大体どれぐらいかということを見込みまして、それと、あと平成29年度の決算と30年度の決算の見込額の伸び率を出しまして、その決算見込額に伸び率を掛けて算出をさせていただいたんですけども、実際のところは、決算見込みで出した金額のほうも、実際は平成30年度の決算が下がったということもありまして、伸び率につきましても実際の利用額については伸びておるんですけども、思ったより伸びなかったということで、減額をさせていただくものでございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 予算を組むときに、見込みというものを算定するのは難しいかと思いますが、その計画に基づいて見込みは算定しているのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 野原障がい福祉課長。

障がい福祉課長（野原孝美君） 実績の推移を見まして見込んでおります。過去何年間の伸び率を見まして、当該年度の実績の実績を見ていきまして、伸び率がどれぐらいの決算になるかということを見込ませていただいております。

ただ、見込みなんですけれども、足らなくなるないように積算しておりますが、例えば300万円であったとしても310万円とか少し乗せて見込んでおりますので、実際、少し余ってしまったというところでございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 5,000万円というたら少しに当たらないのかなというふうに思いまして、足りないよりはましかもしれないんですけども、5,000万円かからなかったということは、いいことかもしれないんですけども、その見込みと差額のあまりないように、またちょっと今後予算を組むときはやっていただけたらと思うんですけど。

委員長（浦川佳浩君） 野原障がい福祉課長。

障がい福祉課長（野原孝美君） なるべく、はい、そのようにさせていただこうと思っておりますけれども、もともと金額がすごく大きい予算になりますので、少し何%か落ちるだけで結構な金額になってしまうというところはございます。

ただ、なるべく乖離がないように積算させていただくようにしたいと思います。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 障がいの方がたくさんいらっしゃる、増えてきている分、見込まれたかと思うんですけど、その方がしっかりそういった自立支援のサービスを受けられる環境は必要です。でも、その中でその環境を整えながら、難しいかもしれませんが、予算のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしたら、次の15ページの交通安全施設工事費750万円の減額につきまして、この交通安全施設工事費という中には、カーブミラーも入っているのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） この750万円につきましては、路側帯のカラー化ということで、国の交付金を受けて執行すべく計上させていただいたものでございますが、これについては、国の交付金の内示

のほうが低かった関係もございまして、一応執行できなかつたので、その分については全て未執行ということで減額補正させていただいています。

ご指摘のカーブミラーの工事等につきましては、この枠の中で別建てで計上させていただいてございますので、その分については、一応執行のほうはさせていただいてございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

カーブミラー別建てというところで、今、予算が減額補正されている分がカラー化と別ということとはちょっと分からなかつたもので、カーブミラー設置の要望を受けている中で、今予算がなくカーブミラーは今年度は無理です、来年度になりますというようなことを聞いておりまして、要望がある中でこうやって減額されるんやったらカーブミラー設置をできなかつたのかなというふうに思ったんですが。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） ご指摘は重々理解はしているんですが、あくまでも財源という面で考えますと、この750万円につきましては、国の交付金をいただいて執行するという前提で750万円計上させていただいてございますので、残りとしては、全体でこの工事費の予算としては2,000万円計上させていただいてございまして、750万円減額させていただきますので、1,250万円はカーブミラーだけではございませんが、ほかの交通安全施設の工事に充てさせていただいてございまして、ほぼ満額執行はさせていただいてございますので、そういう意味で、もう予算はいっぱい執行しているというご説明はさせていただいているところでございますので。

あるから使ったらというご意見は重々理解はするんですけども、やはり財源という面で考えますと、我々一応計画的に予算のほうは計上させていただいてございますので、使えば単費ということになりますので、そこらはちょっとご理解いただければなというふうに考えてございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） この750万円はカラー化にしか使えないというところだったんですね。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） 基本的には国の交付金をいただくという前提で、カラー化に充てる前提で計上させていただいてございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 今の渡辺委員の質問に関連しまして、ほぼ満額カラー化以外は執行していますよという話ですけども、当初予算で交通安全対策特別交付金645万7,000円、これを満額出しているという意味ですか。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） 交通安全施設工事費の予算は全体で2,000万円、その内訳としましては、750万円が先ほどご説明させていただいた路側のカラー化ということで枠で取らせていただいています、あと残りの1,250万円につきましては、今、委員ご指摘の交付金のほうを財源として充てさせていただいてございます。

ただ、その分につきましては、約600万円ぐらいということになってございますので、あと残りの650万円ぐらいについては、丸々単費ということ考えさせていただいてございまして、予算としては1,250万円ほぼ満額執行させていただいているところでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） その前後のやり取りを聞かせてもらっていたら、要するにカラー化の対象として交付金を申請していた分が、国の交付金がなくなつたので、ちょっと今回は執行しなかつたんだよというふうな理解でよろしいですか。

委員長（浦川佳浩君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） 交付金でいきますと、交通安全に対する交付金としましては、交付金ベースで

5,787万9,000円、内示のほうをいただいております。そのうち、750万円に係る交付金としましては412万5,000円ということになってございますが、5,787万9,000円を内示いただいておりますが、執行としましては駅西事業であったりとか、町道久保高田線の事業のほうに充当させていただいておりますので、そのカラー化に割り当てる交付金がなかったということでご理解いただければと思います。以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）分かりました。

続いて、その上の道路維持費の工事費の、たくさん減額があるんですけども、特に工事費の3点、町道等維持修繕工事費。これは当初予算では2億1,951万円なんで、2億円余り執行されているようなんですけども、これは先ほど言われた、恐らく駅西だとか、町道久保高田線とかそういうような形もあるのかなと思うんですけども、幹線町道の舗装工事費が当初予算1,700万円で1,300万円の減額ということは、執行予定額は400万円、それと、その下のその他町道等舗装工事費は1,050万円の減額ということは、当初予算に比べてこれはゼロということなんですけれども、これの減額の理由を教えてください。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）舗装のほうだけでよろしいでしょうか。

まず、幹線町道の舗装の工事費は、当初予算が1,700万円で減額が1,300万円ということになってございますので、ご指摘のとおり400万円を執行予定ということで計上させていただいたものでございます。

これにつきましては、先ほどの説明と同様なんですけども、舗装に対する交付金の内示のほうが少ないということ、全体で348万8,000円しかついてございませぬ。そのうち240万円ほどは空洞化調査のほうに充てさせていただいてございまして、残りの100万円分について舗装のほうを工事として発注させていただいて、執行したということになっているところでございます。

それと、あとこのその他町道の1,050万円につきましては、同じく舗装の交付金対象ということで計上させていただいてございますが、今説明したとおり、舗装に充てた交付金が約100万円ということになってございますので、この分については割り当てる交付金がなかったものですから、未執行ということで満額減額させていただいているところでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）町内をいろいろ歩きますと、やはり道路で陥没しているところとか、それからひびがいつているところとか、それも町道であちこちあるわけですよ。特に住民の人から言われているのは、ダムの周りであるとか、一部は何年か前に舗装されたと思うんですけども、それと、成合の近道の側道、ああいうところとか、大分道路が悪いんですけども、そういうところは、順番もあると思うんですけども、それに大型車も通りますので、それと住宅街の中でも悪いところもあると思うんですけども、そういうところは、先ほど道路課長の説明では、交付金がつかないから執行は約100万円ですよという、新設改良のほうはこの上の町道等維持修繕工事費の中でされているようなんですけども、そういう方針でもう今後も行くわけですか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）舗装の修繕につきましては、熊取町内、町道について舗装の修繕計画というのを立てさせていただいてございまして、計画的に進めていくという前提で予算のほうは計上させていただいております。

ただ、先ほどの交通安全と同じく、基本的にやっぱり財源ということで、我々、交付金を充てて執行したいという前提で今現在のところ考えてございますので、今年度につきましては、熊取町内で交通安全であったりとか、あと橋梁の架け替えであったりとか、ちょっと予算規模の大きい事業のほうがございまして、そちらのほうにちょっと重点的に充当させていただいたところで、この舗装等の修繕に係る交付金の割当てのほうが少ないということになってございます。

ちなみに、ここ3年ぐらいの交付金の推移なんですが、今年度につきましては要望額が2億4,300万円ぐらいに対しまして、内示額のほうが1億3,000万円ぐらいになっていまして、内示率でいきますと53.7%しか交付金のほうがついてございません。

ですので、ちょっと我々が当初執行したかった分への割当てというのができなかったというところではございます。ただ、29年度でいきますと、内示率のほうが83.9%、30年度でいきますと91.4%ということになってございます。ただ、これについてはあくまでも要望額と内示額の比率で出しておりますので、昨年度、30年度は91.4%ということになっているんですが、ただ、これは要望額が少なかったから内示額のほうが比率が高いということになってございまして、前年度比でいきますと、今年度は前年度比の119.4%内示のほうをいただいてございます。約1.2倍交付金のほうはいただいているということになります。ただ、内示率が低いのは要望額がそれだけ高かったということになってございます。

舗装の交付金でいきますと、今年度の内示率が3.7%ということになってございます。ただ、前年度は96.8%、前々年度、29年度につきましては80%ほど内示いただいておりますので、この内示率のほうが回復してくれば、計画的に舗装の修繕のほうも進めていけるのではないかとということで考えてございますが、ただ、今、町内、ちょっとほかの大きい事業のほうがございまして、熊取町全体の交付金としては、やはりそちらのほうにちょっと重点的に配分させていただいておりますので、ちょっと数年は舗装のほうの進捗率はちょっと下がるのではとは考えてございますが、基本的には計画どおり進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）説明の内容は分かりましたですけれども、最後に説明のあった、やはり大型事業がたくさんあるんで、内示の内容はそちらのほうへ回っていると。それで、舗装についてはなかなか回らないと。

以前の予算では、やっぱり3,000万円とか4,000万円ぐらいの単費でそういう修繕につき込むというか、そういうふうな予算もあったと思うんですけれども、財政のほうの見地からは、このあたりはもう全然余裕はないわけですか。教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）まず、当初予算の段階では、財源が基本的に国庫補助金が入って、裏の起債が入ってくると。それも交付税措置が入る、起債が入るという前提での予算を皆様にお示しして事業を進めていただいておりますので、まずは財源ありきかなというところで、財政の立場としては、まずはそれを考えとしては持っております。

さらに、2分の1交付金がつくといえば、同じ1,000万円かけるにしても、倍の面積延長ができるという話になりますので、それはやはり最少の経費で最大の効果を生み出すということであれば、補助金制度があるのに、いきなり補助金につかないから単費を積んでいくというのが、基本的な全体のバランスからいえば、それは順番としたら後ろのほうになってしまうのかなという、まずは基本的な考え方があります。

ただ、交付金につかないから傷んでいる道路をずっと放置するかといったら、また別の問題ですので、それは、今後交付金のつき方がどういう推移をたどるのかということも含めて、全庁的な中で見ていく必要があるかと考えております。以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）財政の見地からの考え方は分かりましたですけれども、やはり道路の維持管理については、特に町道は道路管理者の責任というのがありますので、そこで、やはり管理の不十分によって事故が起こったとか、いろいろそういう不具合があったということは町の責任になりますので、ここしばらくは大型事業が続くので、恐らく舗装のほうへ回ってくるお金というのは、交付金を対象とする事業については少ないと思うんで、そのあたりはやっぱり一考していただきたいなと思います。

それと、次、ちょっといきますけれども、11ページ、町債ですけれども、これの道路橋りょう債のところ、永楽ダム周辺道路法面修繕事業債が1,770万円減額されていますけれども、当初では2,250万円で、起債が500万円の執行ということは、約2倍の1,000万円ぐらいの事業かなとは思いますが、これは、これもつかなかったからなんか、補助金がついたからなんか、ちょっとこのあたり教えていただけますか。減額の理由です。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）こちら、事業費の確定によりまして、最終的に当初予算に予定していた事業に対しての、予算に対して執行額がそれより下回ったことによりまして、不用額として今回1,770万円の減額査定したという形となっております。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）ということは、事業が小さくなったという理解でよろしいんですか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）そうです。当初の予算が事業費の予算に合わせて起債対象事業費を出して充当率を出して計算しておりますので、事業費が当然しぼんでいけば、大体3月補正でよく出てくるんですけれども、起債の額も調整していくことで、こういう形の減額の補正予算を上げさせていただいているという状況です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）当初の事業が幾らの事業で、それで、それが幾らになったということ、ちょっと事業サイドのほうから教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）すみません、ちょっとお待ちください。

町道永楽線の法面修繕工事につきましては、当初予算として5,000万円計上させていただいております。それで、最終的に契約金額ですが約3,000万円で執行できておりますので、約2,000万円ほど当初予算よりは安く執行できたということになってございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先ほどから駅西整備事業のことでの質問がありましたが、その駅西整備に関連して、この際ちょっと復習の意味でお尋ねしておきたいんですが、駅西整備に関しましては、駅西のロータリーの位置が当初の計画から変更になって、今現在、事業が進んでいるんですが、駅西ロータリーの位置を変更したそもそもの理由をちょっとご説明願えますか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）駅西ロータリーの位置変更につきましては、ちょっと日付は覚えていないんですけれども、恐らくこの場で一度ご説明させていただいたかと思えます。

当初の駅西のロータリーの位置につきましては、現状の駅西側の駅舎の階段の下、下りたところをターゲットというか目標にしまして設定させていただいて、規模を設定しております。

ただ、その後、JRと協議をさせていただいた中で、今の駅はどうしてもやっぱりバリアフリーということで、エレベーター等の設置が必要になるというところで、当初の予定ではロータリーを今よりも若干北側に寄せた形で、エレベーターについては、現在使用しております自由通路の部分で、JRの敷地の一部に造るという計画で想定していたのですが、JRと詳細な協議を進めていく中で、駅のJR敷地の中の使用はちょっとできないというような回答が最終的にもたらされたことから、再度駅の構造について検討した結果、やはり北側の位置では現状の自由通路からかなり距離があるということで、エレベーター等設置するときに構造物、現状の町道野添線をまたぐ形でかなり大きな物を造らなければいけないというようなことを踏まえた上で再度検討した結果、現状の駅の自由通路の延長上に広場を移動することによって、利用者の利便性も上がるだろうし、そういった先ほどの構造物に係る費用も削減できるのではないかとということで、全体的な比較検討を行った上で現在の位置になったものです。以上です。



委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、もともとエレベーターを設置する予定であったJRの敷地のところですか、そこにJRとの協議の中で、その位置にエレベーターを設置することが了解を得られなかったということで、結局エレベーター設置の位置が当初の予定からすると南側、和歌山側に移動するという形になったということですかね。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）当初の予定では、今より北側のところに広場を置きまして、エレベーターについては自由通路に沿う形で、ちょっと細かい位置まではその時点では決まっていなかったのですが、JR敷地のほうに設置して、そこでエレベーターを使っていたら、町道野添線、町道のレベルまで下りていただいて、駅西の広場のほうへちょっと歩いていただくというようなイメージでプランニングしていたんですが、先ほど申し上げたとおり、JR敷地にエレベーターを設置することはちょっと難しいということで最終的に答えをいただきましたので、それではJR敷地以外にエレベーターを設置しなければいけないということになった場合に、北側のもとの広場ではかなり距離が離れているということで、自由通路を利用される方を、そこまで何らかの形で渡っていただくような構造物が必要だということを踏まえた上で、現在の位置に変更することが、全体的バランスもいいたろうし、何より利用者の利便性が高いということで、今の位置に変更したということでございます。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）その計画の変更で、多分新たに費用が膨らんだかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）ロータリーの面積的には、確かに若干形が変わったとかいうことも含めまして、数百平方メートル程度やったと思いますが、もともと3,000平方メートルだったものを、これが29年の12月の議員全員協議会で説明させていただいていますが、もともと3,000平方メートルだったものが3,500程度に今なっているかと思います。以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）エレベーターの設置に関しては、費用が膨らむとかいうことはないんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）29年の資料の上では、現計画、つまりその北側の位置に仮に設置した場合ということに対して、今回、現在の計画ですね、変更した案というのをご提示させていただきまして、その中では近い位置にすることということで、昇降設備については見込みよりも安くなるというふうにご報告をさせていただいているところでございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

ロータリーの位置が変更になったことで、いろいろと住民からご質問を受けたりすることもありましたので、念のために再確認させていただきました。ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑ありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）16、17ページの教育費、小学校費と中学校費の学校管理業務の工事費の件なんですけど、今回、昨日の議運で、またちょっと次の補正でまた上がってくるということがあったんですが、今、この上がっている分でお尋ねします。

この南小学校と東小学校、先ほどもありましたが、大規模改修、またトイレの改修等のこの費用、議員のほうもこの分につきましては国の補助金を求めるために、議長を先頭で要望活動に行かせていただいたんですが、今回この中で分補正予算を上げてくださっている中の南小、東小のトイレの分と、そして北中と南中のトイレの工事費についてのちょっと詳しい内容、工期、いつぐらいに工事をするのかというところの予定を教えてください。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）それでは、まず、工事の内容からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、小学校ですけれども、小学校は2校工事を実施いたします。東小学校につきましては、これはもう学校全体のトイレを行いたいと思います。校舎と体育館、それとプールをやるということで、面積としたらトイレ室の面積で319平方メートルを行います。それを、工事費、国の補助金の単価が平方メートル当たり29万9,000円という設定になっておりますので、予算としたら9,538万1,000円を計上させていただいております。

続いて、南小学校については、これは、今年度も既に校舎と体育館はもう終わりますので、残りのプール棟と、それとあと特別教室棟の一番端のトイレを今回やります。トイレ室の面積としたら39平方メートルで、1,166万1,000円の工事費を計上しているというところでございます。

この2校についてはもう設計業務は終わっておりますので、一応来年度に入りましてから工事発注をして、年度内に工事を完了するという予定で進めていきたいと考えております。

続きまして、中学校ですけれども、中学校につきましては、熊取北中学校と熊取南中学校を予定しております。両校とも2か年で工事を実施するというところで考えております。

まず、北中学校ですけれども、令和2年度につきましては普通教室棟、これは職員室のある棟です、のトイレの1階から3階までと、あと体育館、それとプールの管理棟のトイレの改修工事を実施いたします。残りのもう一つの特別教室棟のトイレ、それと武道館のトイレについては、翌年度、令和3年度に実施したいと考えております。

続いて、熊取南中学校ですけれども、これも2か年でやるということで、初年度につきましては153平方メートルを4,574万7,000円という事業費でやっていきたいと考えております。内容につきましては、普通教室棟、今の女子トイレの1階から3階までと、管理棟の職員用トイレというのが、小さいトイレが1つあります。それとあとプールの管理棟のトイレを先行してやりまして、続いて令和3年度には、普通教室、これは増築棟のところなんですけれども、1階から3階まで、これは今男子が使っているトイレですけれども、その部分と体育館のトイレ、それと武道館のトイレということで、2か年に分けてやっていきたいと思っております。

中学校につきましては、今、設計業務をやっているところでございますので、これも繰越明許ということで繰越しのご承認をいただいて、今、設計を進めているところでございますので、それが終わり次第、来年度に入りましてから入札の手続を経て、工事にかかって、中学校につきましては、既設のトイレの除却工事とか音の出る工事はできるだけ夏休みでやるという形で、早い段階で完了するように進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、令和3年度にはもう小中学校全て洋式化が完了するということですね。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）あと熊取中学校が残るんですけれども、熊取中学校につきましては、平成22年に西校舎の改築工事をやっております、ある程度洋式化率は高い状況にあります。

ただ、今回乾式化とかも同時にやっておりますので、北中学校、南中学校が終わった後にまた実施していきたいというふうに考えております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。よろしく申し上げます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）13ページの、先ほどからありました退職手当の関係で、トータルで13人が何らかの都合で退職されて、新規採用が10人ということで、この残りの3人は急に辞めるとかということになったのかも分かりませんが、会計年度任用職員の、例えば嘱託職員だとか、そういう人の補充はどうなっていますか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）この3人分につきましては、いずれも自己都合などの結果によりまして、採用試験もちょっとできないような状況でもございますので、来年度はその部分については減になるというところで、その来年度の対応につきましては、会計年度任用職員の方であったり再任用職員の方であったり、そういった形で対応していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、14、15ページの公園費1,000万円、工事請負費の1,000万円の減額なんです、説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）この公園整備工事費につきましては、委員もご存じのとおり、長池の今年やっております更新工事に関わっている費用でございます。これにつきましても委員もご存じのとおり、ちょうど1年前、2月に国のほうに要望に行って、今年については7,500万円の要望をしていたところですが、通年ですと4割程度のやつが8割ついて、おかげさまで土木のほうの完了もできつつあります。

ただ、ちょっとやっぱり100%の内示じゃなかったんで、その分に対する出をちょっと今回未執行ということで落とさせてもらっているものでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時19分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 令和2年3月11日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	坂上昌史	副委員 長	江川慶子
	委員	田中圭介	委員	鱧谷陽子
	委員	文野慎治	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原敏司	教 育 長	勘六野 朗
	総合政策部長	南 和 仁	総合政策部理事	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林 利 秀
	住民部長	巖根晃哉	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	木村直義
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	阪上敦司
	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸 寛
	上下水道部理事	永橋広幸	人事課長	道端秀明
	介護保険課長	根来雅美	生活福祉課長	降井広志
	保育課長	下中昭三	保険年金課長	阪上正順
	まちづくり 計画課長	馬場高章	道路課長	山原栄次
	上水道課長	大西順二	上水道課参事	仲辻哲矢
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書 記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第14号 町道路線認定について
- 議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くさ

れ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

委員長（坂上昌史君）なお、発言される方は、挙手の上、着座のままで、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（坂上昌史君）初めに、議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正されたということで、償還金の支払い猶予及び償還免除等、所要の規定の整備をするためということで出された一部改正条例ですが、全国的に統一によるものということなのですが、実質的な変更はございますか。

委員長（坂上昌史君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）それでは、回答いたします。

償還金の今回改正となりますのが、災害弔慰金の支給に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正になります。こちらのほうで災害援護資金に係る償還金の支払い猶予及び償還免除となりますので、今現状、今年度におきまして本町におきましては、まだもともと対象の災害が都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害ということになっておりますので、本町におきましての貸付け限度額350万円の災害援護金の対象となっているものはございません。府内におきましても、この制度における貸付金の援護資金の実績はございません。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）対象者はいないということは分かったんですが、一部変更する内容、全国统一でされるんですけども、その内容で変わったところを具体的に教えていただきたいんです。

委員長（坂上昌史君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）具体的に変わるところが、償還の支払い猶予につきましては、施行令で規定されていたものが法の第13条に規定されるようになりました。ですので、この分についてはもともと同じでございます。

償還免除につきましては、もともと死亡または重度障がいの場合に規定されていたんですけれども、今回、破産手続開始の決定または再生手続の決定を受けたときが加えられております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、課長のほうからご答弁させていただいたとおりなんでございますが、今回の改正の法の主な趣旨といいますのが、阪神・淡路大震災が起こる前にこの制度がございまして、それが起こった後に被災者生活再建支援法というのがつくられたんです。それで給付金が出るようになったんですけれども、その法律をつくる前に、もう既に災害弔慰金に基づいて貸付けを受けている方がたくさんいらっしゃって、それが結構かなりの額焦げついてきていると。それをどうにかしようというのが一番の法律の改正の趣旨でございます。

ただ、熊取町の場合はこれが対象ではございません。阪神・淡路の対象ではございませんでしたので、今回はその改正もこの中には入ってございません。対象の市町村ではそういった災害弔慰金の貸付けの免除を特例として認めるという、そういうような附則のほうも設けておるんですけれども、それは本町は対象外でございますので、そういったことはないというところでございます。

あとは、先ほど課長が申し上げたとおりのような償還免除の規定をより明確にしたというところで、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）より分かりやすい説明、ありがとうございます。分かりました。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）消費税増税分によって介護保険料の軽減強化ということで出されたものであるということよろしいですか。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）そのとおりでございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

ちょっと関連なんですけれども、お体が重症で入院されている、植物人間みたいな形で入院されている方がおられまして、医療費のほうはいろいろ対応しているんですが、介護保険料は非課税ではないんですね。払わなければいけないと、年間ずっと。そういう方に対しての軽減というものは、窓口に行くとなんだというお話があったんですが、介護保険をこれから受ける予定はないと、も

う植物状態であったらね。寝たきりで病院で入院されていて、もう介護保険はお世話になることはないという方に対して、やはり保険料はずっと払わなければいけないということに対して、どうにかならないかなというご意見をいただいたんですが、その辺は今どうにかできないのかなと思って、お聞かせください。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）現在のところ、介護保険料というのは社会保険料の制度でありまして、年齢によって到達しますと全員の方にご負担していただくという形になっております。

保険料のほうにつきましても、世帯の主たる方がそういうご病気とかということでありましたら法的にも保険料の免除制度というのがありますので、その規定、要件に該当されましたら保険料のほう、全額免除とはなりませんけれども、一部の免除はできるような制度になってございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）その方の場合は、窓口に行って、ないと言われているんですが、該当するような免除の制度があると。今ちょっとうまく聞き取れなかったもので、ごめんなさい。

委員長（坂上昌史君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）窓口に来られたときに、介護保険の担当としても保険料の免除制度というのは説明させていただいて、その方のお話は直接私もお伺いしていないんですけども、先ほども言いましたように一定の要件がありまして、その要件にもしかしたら該当しなかったのかなということになるかと思えます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。とにかく、そういったケースもありますので、そういったことも国のほうにも大阪府のほうにも要望していただきたいなと思えます。すみません、意見で。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）お願いいたします。

提案理由のところに「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い」と書いてあるんですけども、この内容がよく分からないのと、どういうふうなことで変えられたのか、障がい者のことに関するかなと思ったんですけども、ちょっと説明をお願いできませんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）下中保育課長。

保育課長（下中昭三君）提案理由の中にあります成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の件についての一部改正の内容でございますが、議案説明の中でもありましたように、その法律の改正が令和元年6月14日に既に公布されているというところ



るを受けまして、本町の条例の中で、具体的には保育士の欠格事由というのがございます。保育士の欠格事由というのは何かと申しますと、本町の条例の中で、養育の里親あるいは養子縁組里親になるには保育士の資格が必要であると。その中で、保育士の資格について、これまでは、前の成年被後見人等の法律には欠格理由として列挙されていたと。それが、法律の改正を受けまして削除されました。それを受けまして、本町の条例の中で号ずれが発生したというものでございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）号ずれが発生したということで、内容的には関係はないということですか。

委員長（坂上昌史君） 下中保育課長。

保育課長（下中昭三君） 成年被後見人等に関する法律に基づいて、やはり保育士の資格の中に成年被後見人の方あるいは被保佐人の方がそもそも欠格事項として挙がっていたのが、なれるということでございますので、その法の趣旨を受けての改正でございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 後見人を受けていらっしゃる方でも保育士になれるということでしょうか。

委員長（坂上昌史君） 下中保育課長。

保育課長（下中昭三君） 法の趣旨からいうて、そのとおりでございます。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君） 次に、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 提案理由の中に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関わる基準の一部を改正する内閣府令の誤りがあったと書いてあるんですけども、この誤りについてはどういう内容だったのでしょうか。

委員長（坂上昌史君） 下中保育課長。

保育課長（下中昭三君） 内容は、表現の方法であったり、これは国で、新聞のほうでいろいろと何十か所誤りがあったという報道されていた分の一部でございます。ですので、誤りは誤りまして、表現だとか引用する条文だとかですので、それ全てというところ、そのような程度のものでございます。本来、適用するところを適用していないとか、本質な部分の誤りではございません。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 本質的には変わりはないけれども、ちょっと言葉遣いとか条の何とかとかというので間違っていたということですね。分かりました。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) 指定都市の長を加えるというところがこの条文にプラスされたかなと思うんですけども、これによって何か変わることというのはあるのでしょうか。

委員長(坂上昌史君) 下中保育課長。

保育課長(下中昭三君) これまで、まず放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業ですね、学童保育所での支援員というのが、この研修を受けないといけないということになってございます。その研修は都道府県知事が開催するというふうになってございました。今までは、これに加えまして、支援員で研修受講の機会がまだまだ足りないという中で、指定都市の長の主催する研修も含めるといってございますので、現場のほうでは、本町の学童保育所においてもまだ受講できていないと。これは、本人の意思ではございません。キャパがないと。本町に割り当てられているのが少ないという中でございますので、その中で一層、受講機会が増えるというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(坂上昌史君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 分かりました。それによって指導員の質の向上というんですか、きちっと研修を受けられた方が指導員になれるという要件になるためのものが増えるということですか。

委員長(坂上昌史君) 下中保育課長。

保育課長(下中昭三君) もちろんでございます。その研修を通じて、質の向上を含めて支援員の向上が図れるというものでございます。

委員長(坂上昌史君) ほかに質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君) それでは、具体的に研修期間というのが変わるのでしょうか。

委員長(坂上昌史君) 下中保育課長。

保育課長(下中昭三君) これは、あくまでも開催する主催者が追加になるものでございまして、この研修の内容というのは4日間ございます。その研修内容については、従前どおり質の向上を図る研修が図られると。ですので、開催する主催者が、都道府県知事にプラスされて指定都市の長の開催する研修会も増えると。ですので、開催の研修の内容は変わりございません。

以上でございます。

委員長(坂上昌史君) 江川副委員長。

委員(江川慶子君) 内容を聞いたんじゃないかと、例えば大阪府に行かなあかんのがもっと身近なところであるのかとか、そういう機会というか回数が増えるのかとか、そういったことが聞きたかったんです。

委員長(坂上昌史君) 下中保育課長。

保育課長(下中昭三君) もちろん、お住まいあるいは勤め先で受けられると思います。十分、政令都市の分だけ増えますので、開催の機会が増えるものでございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）熊取町は政令都市なんですか。

委員長（坂上昌史君）下中保育課長。

保育課長（下中昭三君）すみません。大事な視点が漏れていました。

ですので、本町の学童保育所の支援員である方が他市でお住まいであるとか、いろんなところでおられるかと思しますので、それは、開催する場所が増えればそこで受ける機会も増えます。

ただ、これから新たに支援員として熊取町に来られる方も、お住まいのところで、政令市のところで受けることも可能ですから、それは研修の受講の機会が増えます。ですので、本町はもちろんご指摘のとおり政令都市ではございませんので、これはほかのところで受けた資格要件ですから、資格を持たれてこちらに来られるという意味では、機会の回数が増えるというものでございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）指導員という資格を受けられる方が増えることによって、採用のときに対象が増える可能性があるということで理解していいですか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今回の制度につきましては、根本的には保育士同様、支援員というのが確保が非常に難しくなっているというのがまず根底にございます。そういった中で政令指定都市、説明は今までは都道府県のみでしたので、当然枠がございまして、やっぱり受けられないという支援員もおられます。ただ、こういった政令指定都市での研修となると、当然、本町に限らず、町内外から支援員に今来ていただいておりますので、政令都市で受けた研修で資格を取っておれば、すぐ支援員になれるということになります。より幅広い機会で支援員の確保ができるのではないかと、いうふうに我々は考えてございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この条例に関してちょっと確かめたいと思うんですけども、保証人が要らなくなったというこの理解でいいのでしょうか。そして、家賃を収入やその他の事情で定めると、その2つが変わったということで理解していいのでしょうか。

委員長（坂上昌史君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、お答えします。

保証人については、鱧谷委員おっしゃったとおり、今回、入居の要件としては求めないということになっております。

それから、収入に応じて家賃がということにつきましては、公営住宅は応能応益ということで、もともと従前からそうです。今回改正させていただいている内容は、ご本人から申告いただいて家賃を決定する過程で、ご本人が認知症等でご自身で申告ができない場合に、町が代わってその調査をさせていただくということを条例で位置づけたものでございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君） 次に、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君） 町道認定及び廃止なんですけれども、この機会にちょっと教えてほしいんです。町道になることでの基準というのを教えていただきたいなと思います。

委員長（坂上昌史君） 山原道路課長。

道路課長（山原栄次君） 町道になる基準というのは、まず基本的には、町の管理するというか、所有が町であるというのが前提になります。それと、町道認定させていただく基準というのは、一定、今現在新しく町道認定させていただくものというのは、住宅開発に伴う帰属を受けた道路が主になっておりますので、開発指導要綱に定められています最低幅員4メートルということになっておりますので、基本的には4メートル以上の道路ということになるかというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君） 江川副委員長。

委員（江川慶子君） 基本的には、開発されたところで4メートルが最低基準ということですね。分かりました。ありがとうございます。

もっと細かいことがきっと載っているんでしょうけれども、大まかに言ったらそういうことだということで理解しました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第14号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）資料12-12のところなんです。つばさが丘のところの道路なんですけど、これ、まだ今、家が建ちつつあるところですけども、開発中のところで住んでいないところであっても町道の認定というのはされるということではないんですか。

委員長（坂上昌史君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）こちらについては今、工事のほうもおおむね完了しているということで、間もなく帰属予定ということになっています。今やるか来年度末にするかということですので、一定、もうタイミングとして今回ということで判断させていただきました。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）本会議で田中豊一議員が質問されたところ、幅員2.8メートルから3.8メートルということで、ここは先ほど質問した最低4メートルと言っていた基準より下ということで、ここが該当できるのかということによって本会議も質問があったわけですが、これを町道と認定することによって、例外で認定するという提案ですね。これによる後々のメリット・デメリットというのに不安を感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長（坂上昌史君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）先ほどお答えさせていただいた基準が4メートルというのは、あくまでも住宅開発に伴う帰属を受けた道路というのは最低4メートルですという意味でご説明させていただいてございまして、基本的に町道認定する幅員の基準というのは、一定ございません。

ただ、今、帰属を受けて町道認定する場合は最低4メートルですという意味合いでご説明させていただきまして、今回認定させていただいています880番という路線につきましては、もともと大阪府の所管道路でございまして、我々が旧府道と呼んでいる分になってございまして。熊取町内に旧府道と言われる分は何か所か点在してございまして、平成21年3月に大阪府のほうと覚書を結ばさせていただきまして、町内に点在する7か所の旧府道については、一定、条件をクリアした場合は町のほうに移管して、町のほうで要は管理をする、また、町道として認定するという覚書を結んでございまして。

幅員については、現状での移管ということになりますので、4メートルに満たない道路も当然ございまして、その分については町道として認定していきたいというふうに考えてございまして。

今回の道路につきましては、もともと平成30年3月に大阪府のほうから移管を受けた道路ということになってございまして。その後、その道路に関連して住宅開発が行われましたので、一定4メートルの幅員を確保していただきましたので、今回町道認定をかけさせていただいているということになっています。

ただ、880番については、約50メートルですけども、開発区域外で残った道路になっておりますが、一定、起終点とも町道ということで、一気通貫で町道と町道をつなぐようなルートになってございまして、今回このルートについては町道認定させていただいたということになってございまして。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。細かく事情が分かる説明ありがとうございます。

そういった旧府道というところが、まだ7か所あるということなんですね。それも、条件がクリアすれば町道になっていく可能性があるということでも理解してよろしいですか。

委員長（坂上昌史君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）今、大阪府と覚書を結んでいます旧府道というのは7か所ということになっています。ただ、これ以外にもまだ旧府道と呼ばれる分はございまして、一定今、大阪府から提案を

7路線受けておまして、そのうち5路線についてはもう既に移管を受けてございます。あとは町道認定のタイミングなんですけれども、今回880番だけ先行でさせていただきましたが、残りの分についても、台帳の補正とかいろいろな業務の関連もございますので、そのタイミングに合わせて町道認定を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。道路を補修してほしいけれども、なかなかそこが民地だったりして町道にならないところの相談をよく受けるので、そこがどういう道なのかというのは、旧府道というものもあるんだなということで、ちょっと自覚したところです。

またいろいろ相談に乗ってください。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の一部変更についてということで、関係市町村と協議をするために出された規約案なんですけど、これが可決されると具体的にどうなりますか。

委員長（坂上昌史君）仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君）今回、規約変更の議案ですけれども、統合する4団体、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町は、3月の議会にて今回の規約変更の議案を議決されます。ただ河南町は、町長選の影響で4月以降に議案が提出され、議決されるという予定になっております。残りの38の団体につきましては、6月の議会で規約変更の議案、議決をされる予定になりまして、令和2年7月に企業団から大阪府のほうへ規約変更を申請されることとなります。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）そういった経過を取るんですが、この議案が可決されたならば、熊取町は令和3年、来年の4月から企業団に参入するという事で理解してよろしいですか。

委員長（坂上昌史君）仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君）江川副委員長のおっしゃるとおり、令和3年4月1日より大阪広域水道企業団の熊取水道センターとして熊取町の水道事業を運営していくこととなります。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ということになりますと、今回の採決によって命に関わる水道が熊取町の水道から大阪広域水道企業団のほうに変わるという、すごく大きな選択を求められる議案だということですか。

よね。とても重く考えているんですけども、一般質問もさせていただいたんですが、それに伴って。このことを住民に説明はどのようにされているんでしょうか。

2月の広報は見ました。それ以外はどのような広報をされているのか、教えてください。

委員長（坂上昌史君） 仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君） 2月の広報にお示しさせていただいたのと同時に、熊取町のホームページのほうでも統合案が策定されましたということでお知らせさせていただいてまして、統合案をホームページに併せて載せさせていただいております。

以上です。

委員長（坂上昌史君） 江川副委員長。

委員（江川慶子君） 2月に出されて今回の議会で決定みたい話になるんですけども、住民の中でもっと周知して意見を聴こうとか、そういうのはないんでしょうか。

委員長（坂上昌史君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君） 同じく、2月に町政連絡事務嘱託員連絡会のほうでもご説明させていただきまして、全ての自治会長に説明させていただきました。あと、広報と。

以上です。

委員長（坂上昌史君） 江川副委員長。

委員（江川慶子君） 熊取町は現在も大阪広域水道企業団からの水を購入するという形で、今つながっているんですよね。今度は、購入するという対応じゃなくて中に入っていくということなんですけど、現在まで大阪府下の中で10自治体が入っている中で、今度、熊取町も入っていくという大きな改正ですよね。そういうことに対して、やはり住民にもっと知らせる期間というか、時間というのが必要ではないかなというふうに感じます。町長の中にも徹底した情報の公開と共有を推進しますということを書かれているので、2月に出して3月に議会で、議員も住民に十分意見を聴いているわけでもないし、そういった中で大きな動きをするということがいいんだろうかということをとっても強く感じています。

一般質問でも言わせていただきました。会計の審議がなくなるということ、議員のチェックが企業団になると受けられなくなる。しかも施設整備やら維持管理、危機管理、そういったことの説明も議会で受ける機会がなくなる。府から補助金が入ってきて、最初のうちは2円、4円ぐらい安くなるぐらいの差しかないんで、急いで企業団に入る必要はないのではないかという思いでいます。ですので、時期尚早ということで、もっと住民に説明して合意を得ていくべきではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

委員長（坂上昌史君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君） いきなりこの2月に始まったわけではございませんでして、昨年9月の議員全員協議会と12月の議員全員協議会、それでも議員の皆様の方にはご説明しております。議員の皆様は住民の代表というふうに認識しておりますので、いきなり2月に皆様にお示ししたというわけではないというふうに認識しております。

以上です。

委員長（坂上昌史君） 江川副委員長。

委員（江川慶子君） 議員の方には、段階を追って首長がこういうのに参画していったと。資料の中には、協議を開始する意思を表明したと。熊取町が意思を表明して、平成30年2月から6月にかけて勉強会やらそういうのに参加したということで、参加する意思を表明したというのが、えっどこが決めたの、どこが意思を表明したのかというのが、それも町長の姿勢なのかなと思ったりしていますが、議会で議員全員協議会で説明したからそれで住民に足りているという判断ではなく、やはり、パブリックコメントとかいろんな住民の意見を聴ける機会というのはあったと思うんです。協議が決まってからすぐに出されているように思えてなりません。これは意見として申しておきます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第18号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第19号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第21号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「10時48分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

坂上昌史